

退職教員講師派遣プロジェクトに関する取扱要綱

埼玉県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、退職教員の優れた専門的な知識・技能を現職の教員等に引き継ぐことを目的として、埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が別に定める講師名簿に登録した者（以下「講師」という。）の研修会等への派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の対象となる研修会等)

第2条 派遣の対象となる研修会等は、市町村教育委員会が主催する研修会等及び公立小中学校の校内研修会等とする。

(派遣要請者)

第3条 派遣要請者（以下「要請者」という。）は、次の各号に掲げる研修会等の区分に応じ、それぞれ次に定める者とする。

- 一 市町村教育委員会が主催する研修会等 当該市町村教育委員会教育長
- 二 校内研修会等 当該公立学校長

(要請手続)

第4条 要請者は、研修会等の実施日の1か月前までに、別に定める講師派遣要請書（以下「要請書」という。）にて、埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課（以下「義務教育指導課」という。）に要請する。

(派遣の承認)

第5条 義務教育指導課長は、速やかに承認又は不承認の決定を行い、別に定める派遣承認（不承認）決定書にて要請者に通知するものとする。

(実施報告)

第6条 要請者は、研修会等の終了後2週間以内に、別に定める実施報告書に必要事項を記入し、義務教育指導課長に提出するものとする。

(事務)

第7条 講師の派遣に係る事務の調整は、義務教育指導課において行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、講師の派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。